

令和2年6月22日

今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について

公益社団法人 日本透析医会
新型コロナウイルス感染対策ワーキンググループ
委員長 菊地 勘

厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症が再び大きく拡大する局面も見据え、令和2年6月19日に「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」の事務連絡が、都道府県・保健所設置市・特別区あてに発せられました。

透析医療については、以下の太字に示すとおりです。

引き続き新型コロナウイルス陽性の透析患者は入院治療を基本として、各都道府県と各地域の透析治療における専門家が連携して、事前に透析治療を行うことができる新型コロナウイルス感染症の入院患者の受入医療機関の病床確保、新型コロナウイルス感染透析患者が発生した場合の入院調整が求められています。

会員の皆様に周知いただければと存じます。

透析患者への医療について（事務連絡 P39）

○ 透析患者が新型コロナウイルスに感染した場合の医療提供体制については、「新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について」（令和2年4月14日付事務連絡）でお願いしたとおり、各都道府県において、協議会に透析医療の専門家等を参画させることや、透析患者が新型コロナウイルスに感染し、入院治療が必要となった場合や新型コロナウイルス感染症が重症化した場合を想定し、透析治療を行うことができる新型コロナウイルス感染症の入院患者、重症患者受入医療機関の設定を行うなど病床の確保に努めること、透析患者の病院搬送が必要となった場合を想定し、都道府県調整本部等において、各都道府県の透析治療における専門家と連携し、当該患者の搬送調整することなどを行っている。

○ 各都道府県は引き続き、これらの患者に対する医療提供体制の整備を行うとともに、関係学会から発出される情報を参考にし、各医療機関への周知を行うこと。

（参考）

今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について

（令和2年6月19日、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000641692.pdf>